

トルコ  
商標規則  
2002年10月2日改正

目次

- 第1部 総則
  - 第1条 目的
  - 第2条 範囲
  - 第3条 法的根拠
  - 第4条 定義
  - 第5条 出願の場所及び時
  
- 第2部 標章の特性と保護適格者
  - 第1章 標章の特性
    - 第6条 団体標章の特性
    - 第7条 証明標章の特性
    - 第8条 商標の特性
    - 第9条 サービスマークの特性
  - 第2章 保護
    - 第10条 保護適格者
  
- 第3部 出願
  - 第1章 願書及び付属書類
    - 第11条 出願人，出願条件，出願様式及び願書
    - 第12条 願書の付属書類
  - 第2章 出願審査
    - 第13条 審査
    - 第14条 分類
    - 第15条 期間
  - 第3章 出願及び登録の公告
    - 第16条 出願公告
    - 第17条 登録公告
  - 第4章 更新
    - 第18条 更新申請
    - 第19条 更新申請に必要な書類
  - 第5章 登録後の手続
    - 第20条 企業の住所，名称及び特性に関する変更
    - 第21条 相続による移転
    - 第22条 標章の譲渡，一部譲渡及び合併
    - 第23条 ライセンス

- 第 24 条 商標の担保設定及び担保設定に関する変更
- 第 25 条 強制執行
- 第 26 条 副担保
- 第 27 条 出願についての法的措置
- 第 6 章 手数料，謄本，登録及び優先権
- 第 28 条 手数料
- 第 29 条 登録事項
- 第 30 条 登録簿に記載される情報
- 第 31 条 優先権

#### 第 4 部 異議申立

- 第 32 条 出願公告に係る異議申立
- 第 33 条 庁の決定に対する審判請求
- 第 34 条 審判請求の方式及び時期
- 第 35 条 決定の更正
- 第 36 条 審判請求の審査
- 第 37 条 審判請求手数料

#### 第 5 部 最終規定

- 第 38 条 廃止規定
- 第 39 条 施行
- 第 40 条 執行

## 第1部 総則

### 第1条 目的

本規則の目的は、商標を登録するための出願書類の提出及び作成に係る時及び場所に関して、遵守すべき手続及び規則、並びに商標の保護に関する法律第 556 号に規定の商標に係るその他の事項を定めることである。

### 第2条 範囲

本規則の対象範囲は、適正な商品及びサービスにつき商標を登録することにより商標を保護することについての原則、規則及び条件とする。

### 第3条 法的根拠

本規則は、商標の保護に関する法律第 556 号、パリ条約、TRIPS 協定、ニース協定及びウィーン協定に基づき制定されたものである。

### 第4条 定義

本規則の適用上、

- (a) 「庁」とは、トルコ特許庁を意味する。
- (b) 「法律」とは、1995 年 11 月 3 日の法律第 4128 号によって改正された、商標の保護に関する 1995 年 6 月 24 日の法律第 556 号を意味する。
- (c) 「商標」とは、商標又はサービスマークを意味し、証明標章及び団体標章を含む。
- (d) 「商標官報」とは、登録商標が公告される官報を意味する。
- (e) 「商標公報」とは、商標出願が公告される公報を意味する。
- (f) 「分類」とは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類を意味する。
- (g) 「標識」とは、商品を包装するものとして使用することができるが、商品をあらわにさせない平面又は立体の標識であって、標章としての属性を有し、かつ、法律の他の規定に則するものを意味する。
- (h) 「回報」とは、法律第 544 号第 6/f 条及び第 25 条にしたがって庁により管理される手数料附則に関する回報を意味する。
- (i) 「パリ条約」とは、「工業所有権の保護に関する同盟の形成に係る 1883 年 3 月 20 日のパリ条約の修正条約」を意味する。
- (j) 「TRIPS 協定」とは、1995 年 1 月 26 日の法律第 4067 号によって批准された、世界貿易機関を設立する協定の付属書である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」を意味する。
- (k) 「ニース協定」とは、1995 年 7 月 12 日の閣僚会議決定第 95/7094 号によって批准され、1995 年 8 月 13 日の官報第 22373 号に公告された「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定及びその改正条文」を意味する。
- (l) 「ウィーン協定」とは、1995 年 7 月 12 日の閣僚会議決定第 95/7094 号によって批准され、1995 年 8 月 13 日の官報第 22373 号に公告された「標章の図形的要素の国際分類」を定めたウィーン協定を意味する。

## 第5条 出願の場所及び時

商標を登録しようとする自然人又は法人は、庁又は庁が授権した機関に出願書類を提出しなければならない。

出願の日時は、庁又は庁が授権した機関により付与される日、時及び分である。

郵送出願は、庁、又は、庁が第2段落の条件の枠内で権限を授権した機関への到着時点で効力を生じる。

個々の商標について、独立した登録出願をしなければならない。

同一の商標は、同一の商品又はサービスにつき、1回に限り、登録される。

## 第2部 標章の特性と保護適格者

### 第1章 標章の特性

#### 第6条 団体標章の特性

団体標章は、集団に属する事業の商品及びサービスと他の事業の商品及びサービスを識別するためのものである。

#### 第7条 証明標章の特性

証明標章は、商標所有者による管理の下で、事業体、事業体による生産方法、原産地及び品質についての共通の特徴を保証するものである。

#### 第8条 商標の特性

商標は、ある事業により生産又は取引される商品と他の事業の商品を識別するための標識である。

#### 第9条 サービスマークの特性

サービスマークは、ある事業のサービスと他の事業のサービスを識別するための標識である。

### 第2章 保護

#### 第10条 保護適格者

次に掲げる者は、商標の保護に関する法律第556号第3条により付与される保護を受けることができる。

(a) トルコ共和国の領土内に居住する若しくは商工業施設を有する自然人若しくは法人、又はパリ条約若しくはベルヌ条約若しくは世界貿易機関設立協定の規定から生じる出願権を有する者

(b) (a)に規定した者以外の自然人又は法人であって、トルコ共和国の国民に法的な又は事実上の保護を与える国の国民である者は、相互主義の原則によりトルコにおいて商標の保護を受けることができる。

相互主義の原則は、関係国がトルコ国民の標章を登録済である場合、又は登録出願が可能である旨を文書で宣言済である場合は、これが存在するものとして認められる。

## 第3部 出願

### 第1章 願書及び付属書類

#### 第11条 出願人，出願条件，出願様式及び願書

次に掲げる者は，登録出願をすることができる。

(a) 自然人又は法人(法人の場合は，権限を有する機関によって指名された者が法人を代表しなければならない。)

(b) 商標代理人

庁に対して手続をする権限を有していない者が行った商標登録出願について又は登録後の手続事項に関する申請については，出願人は，商標代理人選任のために2月が許容される。所定の期間内に代理人を選任しなかった出願人の申請は，拒絶されるものとする。トルコに住所を有する者の出願は，出願人の名義で手続を行うものとする。

商標出願願書は，本規則の付属書類1の見本様式に則った書面に，タイプライタ又はコンピュータ・プリンタを使用して作成しなければならない，全ての部分に欠陥なく記入しなければならない。

商標出願願書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。出願人の名称，住所，電話番号，ファックス番号，代理人を選任している場合は，代理人の名称，登録番号，住所，電話番号，ファックス番号，商標の種類，意味及び発音，商品及び/又はサービスの一覧，分類番号及び小区分，優先権情報，署名及び署名者の姓名。

登録しようとする商標の使用に係る商品及びサービスの一覧は，一般的名称を用いることなく，国際分類に則して願書に記載しなければならない。一般的用語を使用している場合は，庁は，一般的用語法についての説明を請求する。審査は，当該説明を受理するまで開始しないものとする。

#### 第12条 願書の付属書類

願書には，次に掲げる書類の添付を要する。

(a) 公告及び複製印刷に適する商標見本(最小5cm×5cm，最大7cm×7cm)20部

(b) 出願，サーチ，審査及び評価に係る手数料の領収書の原本

(c) 類の手数料の領収書の原本

(d) 代理人を選任した場合は，正規に作成された委任状

(e) 出願人が法人である場合は，認証された署名書状

(f) 出願人が取引，生産若しくはサービスの事業に従事していることの証明書。当該証明書は，工業会議所，商業会議所，中小企業手工芸会議所，商業登記所，税務署の何れかから取得しなければならない。

(g) 出願が証明標章又は団体標章に係る場合は，使用規約の認証謄本

(h) 優先権を主張している場合は，優先権書類の原本又は認証謄本，及び当該書類のトルコ語認証翻訳文

(i) 優先権主張が博覧会優先権に係る場合は，博覧会開催国の権限を有する官庁から取得した書類であって，製品名を明記し，標章を明らかにかつ目に見えるように貼付した製品を最初に展示した日を証明し，博覧会の正式開会日を表示しているものの認証謄本，及び標章の

## 認証謄本

- (j) 商標登録手数料並びに商標登録証の交付及び登録に係る手数料の領収書の原本
- (k) 外国での登録又は出願を基にする出願に関しては、登録国が交付し、出願人が商業、製造又はサービスの事業に従事していることを示している証拠書類のトルコ語認証翻訳文、又は登録国が交付した商標登録証の原本若しくは認証謄本

出願の取下に関しては、取下の委任は委任状に明記され、認証を受けていなければならない。手続の途中で代理人を変更したときは、新たな代理人についての届出をしなければならない。(d)に記載した委任状については、トルコに住所を有していない者が標章の登録をするため及び登録後の他の手続をするためには、その者は庁が管理する代理人登録簿に登録されている代理人を任命しなければならない。

更に、(g)に記載した使用規約には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 出願人が自然人である場合はその名称。出願人が法人である場合は事業上の名称。
- (2) 出願人の住所
- (3) 標章の見本
- (4) 連絡先
- (5) 標章使用の方法及び条件
- (6) 標章の使用に係る商品及びサービス、並びに標章の使用方法
- (7) 標章が保証する、商品及びサービスの共通の特徴、標章の使用を規制する方法、必要な場合に使用する、規則を遵守させるための措置。団体標章に関する規約については、標章を使用する権限を有する企業

## 第2章 出願審査

### 第13条 審査

出願について審査を受けるためには、出願するときに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (a) 付属書類1として本規則に添付されている様式に則る願書であって、署名を付したもの
- (b) 出願、サーチ、審査及び評価に係る手数料の納付の証拠となる領収書の原本
- (c) 商標見本5部
- (d) 願書又は標章見本がローマ字でない文字又は数字を含んでいるときは、それに対応するローマ字による文字又は数字による表示
- (e) 出願について優先権が主張されている場合は、優先権主張手数料の納付の証拠となる領収書の原本
- (f) 証明標章及び団体標章の出願に関しては、それに係る事業体が作成した使用規約優先権手数料は対象外とするが、前記の書類、又は商品及び/又はサービスの一覧、又は出願人の姓名、名称、住所及び署名に欠陥があった場合において、出願人の身元が分かるときは、欠陥の修正のために1月が許容されるものとする。当該期間内に欠陥を修正しなかった出願又は住所を記載しなかった出願は、拒絶される。出願には、欠陥を修正した日、時及び分の時点での出願日が与えられるものとする。

## 第 14 条 分類

法律第 24 条の規定により願書に表示する商品及びサービスは、商品及びサービスの国際分類に則して分類しなければならない。

商品及びサービスの一覧は、類(クラス)番号を付して表示するものとし、商品及びサービスは、それが属する類に則して分類しなければならない。4 以上の類を含む出願に関しては、許容されている期間内に追加の類の手数料を納付していない場合は、その出願は、商品及びサービスの一覧に記載されている最初の 3 類のみが審査されるものとする。

庁は、願書に表示された商品、サービス及び類について必要な改訂を行う権利を留保する。商品及びサービスの一覧が第 2 段落の規定通りには作成されていない場合において、庁が第 3 段落の規定による改訂を行ったときは、庁は一覧改訂手数料として、出願手数料と同額の定額手数料を課すものとする。

## 第 15 条 期間

一般的表示についての説明書の提出、又は商品及び/又はサービスの一覧の作成、又は一覧作成手数料の納付のために、2 月が許容されるものとする。所定期間内に欠陥を修正しなかったときは、それに係る部分は拒絶される。

不足した類手数料又は追加の類手数料の納付のために、2 月が許容されるものとする。類手数料を納付していない類は、出願から削除される。

第 12 条に規定の書類の中で、出願時に提出していないものについては、第 13 条及び第 12 条 (h) 及び (i) に規定のものを除き、その提出のために、庁による請求日から 4 月の期間が許容されるものとする。

第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条及び第 26 条の規定に基づく手続に関する欠陥の修正のために、並びに第 22 条の規定による、標章に関する必要な変更を行うために、2 月が許容されるものとする。当該期間内に欠陥の修正を行わなかった場合は、前記の条文に記載されている手続は行われず、納付済の手数料は庁の所得として記録されるものとする。

欠陥が第 3 段落及び第 4 段落に規定した期間内に修正されなかった場合は、それに係る出願又は請求は無効とみなされる。

## 第 3 章 出願及び登録の公告

### 第 16 条 出願公告

出願条件を不備なく遵守しており、法律第 29 条、第 30 条、第 31 条及び第 32 条の規定による拒絶を受けなかった商標登録出願は、次に掲げる情報と共に月刊の商標公報に公告される。

- (a) 出願日及び出願番号
- (b) 出願人の名称及び住所
- (c) 商標見本
- (d) 商品又はサービスの一覧及び分類番号
- (e) 法律の関連条文にしたがって削除された商品又はサービス
- (f) 代理人に関する情報

庁は、前記の期間に拘束されることなく、公報付録を発行することができる。

出願を出願公告後に第 1 段落に記載した条文の規定に則して拒絶する場合は、拒絶の決定も公告する。

#### **第 17 条 登録公告**

法律第 39 条にしたがって登録された商標は、隔月刊行の商標官報に公告されるものとする。公告には、登録簿に記載されている情報が表示されるものとする。

### **第 4 章 更新**

#### **第 18 条 更新申請**

商標所有者又はその代理人からの申請があったときは、回報に規定の更新手数料の納付を条件として、登録商標の登録を更新する。

更新申請書は、保護が終了する月の末日前の 6 月以内に提出するものとする。当該期限に間に合わなかったときは、回報に規定の追加手数料の納付を条件として、保護が終了する月の末日から 6 月の期間内に申請書を提出することができる。

#### **第 19 条 更新申請に必要な書類**

更新申請がされるときは、その願書に添付して、商標更新手数料の領収書の原本、及び、代理人が選任されているときは、委任状が提出されなければならない。庁は、必要な場合は、申請ファイルに不足する他の書類を請求することができる。更新申請における欠陥は、2 月以内に修正されなければならない。欠陥が 2 月以内に修正されないときは、更新手続は行わず、受領した手数料は、庁の勘定における所得として記録する。

### **第 5 章 登録後の手続**

#### **第 20 条 企業の住所、名称及び特性に関する変更**

商標所有者は、商標に関する変更を庁に届け出なければならない。商標の登録後に、企業の住所、名称及び特性に関する変更が生じたときは、かかる変更は、商標所有者の請求により登録簿に登録されるものとし、商標所有者による新たな出願のときに当該変更が判明した場合は、当該所有者の名義により登録又は出願されている他の全ての商標につき補正を請求するものとする。

企業の住所、名称及び特性に関する変更を登録するために、及び標章を抹消するためには、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(a) 住所を変更する場合

- (1) 申請書
- (2) 商標登録証原本
- (3) 手数料の領収書の原本
- (4) 代理人を選任している場合は委任状、法人は署名書状

(b) 名称を変更する場合

- (1) 申請書
- (2) 名称の変更を掲載している商業登録官報の写し、又は当該変更を証明するその他の文書

- (3) 商標登録証原本
  - (4) 手数料の領収書の原本
  - (5) 代理人を選任している場合は委任状，法人は署名書状
  - (c) 企業特性に係る変更をする場合
    - (1) 申請書
    - (2) 変更を証明する書類
    - (3) 商標登録証原本
    - (4) 手数料の領収書の原本
    - (5) 代理人を選任している場合は委任状，法人は認証署名書状
  - (d) 標章を抹消する場合
    - (1) 申請書
    - (2) 代理人から抹消が請求されているときは，抹消のための委任が明記された認証委任状の原本又は認証謄本
    - (3) 標章所有者が法人であるときは，署名書状の原本又は認証謄本
    - (4) 標章所有者が自然人であるときは，署名宣言の原本又は認証謄本
    - (5) 手数料の領収書の原本
- 新たな商標登録証の交付を受けるためには，交付手数料が課せられる。

#### **第 21 条 相続による移転**

相続によって取得された商標移転から生じる変更を登録簿に登録するためには，次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (a) 申請書
- (b) 裁判所決定の原本又は裁判所若しくは公証人によって認証された謄本
- (c) 手数料の領収書の原本
- (d) 商標登録証原本
- (e) 代理人を選任している場合は委任状，法人は署名書状

#### **第 22 条 標章の譲渡，一部譲渡及び合併**

譲渡に関しては，次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (a) 認証された譲渡証書であって，標章及び登録番号を表示しており，譲受人及び譲渡人双方の署名と宣言を含んでいるもの。一部譲渡の場合は，譲渡する商品又はサービスの完全な一覧を明記しなければならない。
- (b) 譲受人の商業活動についての証明書
- (c) 商標登録証原本
- (d) 手数料の領収書の原本
- (e) 譲受人が法人である場合は代表署名書状
- (f) 代理人を選任している場合は委任状

譲渡は，当事者の 1 の請求に基づき，商標登録簿に登録される。

譲渡手続が法律第 16 条第 4 段落の規定に該当する場合は，変更すべき事項については譲受人に通知される。譲受人が，第 15 条に規定の期間内に庁に対して変更承諾書を提出しないときは，その譲渡は登録簿に登録されない。

譲渡が登録簿に登録されるまでは、庁は、登録簿に登録済の者を標章の所有者とみなす。

一部譲渡の場合は、標章を分割することができる。一部譲渡の場合は、譲渡した商品又はサービスに関し、譲受人の名義で新たな書類を提出するものとし、また、譲渡した商品又はサービスに関する新たな商標登録番号が付与された後、商標登録証が交付される。当該標章は、新たな登録番号及び最初の登録日をもって登録簿に登録され、また、商標官報に公告されるものとする。新たな商標登録証の交付を受けるためには、交付手数料が課せられる。

合併の場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (a) 申請書
- (b) 合併を証明する書類
- (c) 商業活動についての証明書
- (d) 商標登録証原本
- (e) 法人は署名書状の原本
- (f) 申請書が代理人によって提出される場合は委任状
- (g) 手数料の領収書の原本

合併及び譲渡に関する登録の hand続中に、標章所有者が請求したときは、当該標章所有者が更新手数料及び登録証交付手数料を納付することを条件として、標章所有者に関する最新の情報に記載した新たな商標更新又は登録証を交付するものとする。この場合、商標更新及び登録証は請求されない。

### 第 23 条 ライセンス

商標所有者は、商標登録に係る商品又はサービスの一部又は全部について、当該の者の商標に関する権利をライセンスすることができる。ライセンス契約は、法律、その他の関連法令及び規則に違反する規定を含むことができない。

ライセンスにつき、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (a) 認証されたライセンス契約書であって、使用権者及び使用許諾者の宣言と署名、商標登録番号、契約期間及び契約料金を含んでいるもの
  - (b) 使用権者の商業活動に関する証明書
  - (c) 商標登録証原本
  - (d) 手数料の領収書の原本
  - (e) 実施権者が法人である場合は署名書状
  - (f) 申請が代理人によるものである場合は委任状
  - (g) 更新された標章については、ライセンス継続のためのライセンス登録手数料の納付書
- 登録簿に登録されている商標に関する商標更新及びその他の変更の全ては、商標官報に公告する。そのために、手数料回報に規定の手数を納付しなければならない。

### 第 24 条 商標の担保設定及び担保設定に関する変更

登録商標は、事業体とは別個に、担保として提供することができる。

当事者の 1 からの請求があったときは、担保権設定は登録簿に登録され、公告される。

担保権が設定された標章に関してなされた変更については、庁は、担保権設定者から関連手数料を徴収した後、担保権者に通知するものとする。なお、標章に係る譲渡及び抹消は、担保権者の承諾を得た場合に限り、行うことができる。

担保権設定の登録をするためには、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (a) 申請書
- (b) 担保権設定契約書の原本又はその認証謄本
- (c) 商標登録証原本
- (d) 手数料の領収書の原本
- (e) 申請が代理人によって行われる場合は委任状、法人は署名書状

登録簿における担保権設定の登録を抹消するためには、契約の解消についての当事者双方の同意を証明する書類の原本又は担保権者による認証宣言を提出しなければならない。

## 第 25 条 強制執行

商標は、事業体とは別個に強制執行として差し押えることができる。差押は登録簿に登録され、公告される。

差押人に害を及ぼすことのある手続は、差押人の承諾を得た場合に限り、行うことができる。

## 第 26 条 副担保

登録商標は、事業体とは別個に、副担保として提供することができる。副担保権設定は、当事者の 1 からの請求があったとき、登録簿に登録され、公告される。標章に副担保権が設定された場合において、当該標章に係る手続をすることが、副担保権者に害を及ぼすことのある性質のものであるときは、庁は、副担保権者の承諾を求めなければならない。

標章に係る住所変更又は更新を除き、他の全ての手続は、副担保権による制限が解除されるまでは、行ってはならない。

商標についての副担保権設定を商標登録簿に登録するためには、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (a) 申請書
- (b) 副担保権設定契約書の原本又は認証謄本
- (c) 商標登録証原本
- (d) 手数料の領収書の原本
- (e) 代理人が申請をするときは、代理人に対する委任状、法人は署名書状

次に掲げる場合は、標章の副担保権は解除したものとみなされる。

- (a) 債権者が債権を放棄したこと
- (b) 契約により担保権存続の条件又は期間が定められていたときは、その条件又は期間が終了したとき
- (c) 強制執行に基づき、商標が売却されたとき

## 第 27 条 出願についての法的措置

標章に係る譲渡、ライセンス許諾、相続、強制執行、担保権設定及び所有者に関する変更についての法的措置は、関連文書の提出を条件として、出願に適用する。

## 第6章 手数料，謄本，登録及び優先権

### 第28条 手数料

商標登録及び手続事項を行うために納付すべき手数料は，法律第544号第6/f条及び第25条の規定に則してトルコ特許庁により管理される手数料回報として公告されるものとする。

手数料は，前記の業務を請求する当事者が納付しなければならない。

手数料を法定期間内に納付しなかったときは，それに係る申請は拒絶される。

商標手続に関して納付した手数料は返還されない。

商標所有者又はその代理人が請求するときは，商標登録証の謄本が提供される。

謄本を取得するためには，次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (a) 申請書
- (b) 商標登録証の謄本を取得するための手数料の領収書の原本

### 第29条 登録事項

商標登録事項は，公衆に公開する。請求をし及び所定の手数料を納付することにより，如何なる請求人も，登録簿の謄本を入手することができる。

### 第30条 登録簿に記載される情報

次に掲げる情報を登録簿に登録しなければならない。

- (a) 商標の登録番号，出願日及び登録日
- (b) 商標見本
- (c) 商標所有者の名称，国籍，住所及び，該当する場合は，代理人の名称及び住所
- (d) 商標に係る商品又はサービスの一覧
- (e) 分類番号

### 第31条 優先権

優先権主張が受理された場合は，次に掲げる所見が登録簿及び商標登録証に記載される。

本商標についての最初の登録出願が，出願番号.....をもって，.....日に，.....の当局に対して行われたこと，及び，それによって当該日時点で優先権について適格であることを，ここに認定する。

## 第4部 異議申立

### 第32条 出願公告に係る異議申立

法律第7条及び第8条の規定により商標が登録を受けることができないものであることを理由とする商標登録に対する異議申立、及び出願に悪意があったことを理由とする異議申立は、出願公告後3月以内に、付属書類2として本規則に添付された様式に則る署名入り申立書を提出することによって行うことができる。庁は異議申立人に対し、追加の事実、証拠及び書類を1月以内に提出するよう請求することができる。

異議申立が有効と認められた場合は、商標登録出願は拒絶される。

### 第33条 庁の決定に対する審判請求

庁の決定によって不利を被った当事者は、拒絶又は一部拒絶の決定の通知を受けてから2月以内に、庁に審判請求をすることができる。手続に係る他の第三者も独自に審判請求をする権利を有する。

### 第34条 審判請求の方式及び時期

審判請求/異議申立は、第32条及び第33条に規定した期間内に、審判請求/異議申立が正当なものであることの理由を説明する署名済申立書を庁に提出することによって行う。

申立書には、異議申立手数料/審判請求手数料の領収書の原本及び、代理人を選任しているときは、委任状を添付しなければならない。

審判請求/異議申立をしたときに、全ての書類を提出していない場合は、不足書類は、追加通知なしに、審判請求/異議申立のための所定の期間内に提出することができる。決定に対する審判請求に関し、書類を不足なく提出している場合は、2月の期間の終了前に、審査開始が可能となる。所定の書類を、第32条及び第33条に指定した期間内に提出しなかったときは、それに係る審判請求/異議申立をしなかったとみなされる。

### 第35条 決定の更正

庁の関連部署が、審判請求/異議申立は承認することができるものであり、かつ、正しいと認定したときは、その決定を更正することができる。

関連部署が異議申立は承認することができない旨の認定をしたときは、当該部署は、実体事項についての所見を付すことなく、当該異議申立を再審査評価委員会に回付しなければならない。

### 第36条 審判請求の審査

再審査評価委員会は、審判請求が承認できるものであるか否かを審理しなければならない。再審査評価委員会が妥当と考えるときは、当事者に対し、他の当事者の所見又は当局の所見に対して、1月以内にその所見を提出するよう求めるものとする。

### 第37条 審判請求手数料

商標出願に関する庁の決定に対し審判請求をするために納付された手数料は、審判請求が承認されたときは、商標登録及び登録証交付に係る手数料から控除するものとする。

## **第 5 部 最終規定**

### **第 38 条 廃止規定**

1995 年 4 月 18 日の官報第 22262 号に公告された商標法施行規則は，ここに廃止する。

#### 経過規定第 1 条

廃止される商標法第 551 号に基づき 3 年間の更新権を有する商標は，残存期間に拘らず，本規則公布後 6 月以内に更新するものとする。当該期間に更新しなかった商標はその登録を抹消する。

#### 経過規定第 2 条

1995 年 6 月 27 日後に行われた出願に対して納付する手数料は，法律第 544 号第 6/f 条及び第 25 条に基づいて庁により管理される手数料回報の施行後 2 月以内に支払うものとする。

#### 経過規定第 3 条

本規則の有利な規定は，先の出願に対しても施行するものとする。

### **第 39 条 施行**

本規則は，公布日に施行する。

### **第 40 条 執行**

本規則は，トルコ特許庁長官により執行される。